

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	楽天株式会社		コード	4755
提出日	2021/3/5	異動（予定）日	2021/3/30	
独立役員届出書の提出理由	・ John V. Roos氏が2021年3月30日付で社外取締役就任にあたり、新たに独立役員として指定するため。 ・ 各役員の属性、異動内容、該当状況についての説明及び選任の理由を変更したため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	久夢良木 健	社外取締役	○													○		有
2	Sarah J. M. Whitley	社外取締役	○										△					有
3	御立 尚貴	社外取締役	○													○		有
4	村井 純	社外取締役	○										○					有
5	John V. Roos	社外取締役	○										○				新任	有
6	平田 竹男	社外監査役	○										○					有
7	平本 公秀	社外監査役	○													○		有
8	山口 勝之	社外監査役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社独自の独立性基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
2	2018年4月まで当社の株式を保有する機関投資家の業務執行者（使用人）として勤務していました。	主に投資家としての幅広い知見と経験から、当社の企業価値を向上させるための経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社独自の独立性基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
3		主に経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社独自の独立性基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
4	慶應義塾大学教授であり、当社は同大学が運営の一部を担う国際標準化団体に対して会費の支払いを行っています。2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、株式会社ブロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2020年度におけるその割合は、いずれも当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。加えて、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブのAPI地経学研究所所長兼APIシニアフェローであり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っています。2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社独自の独立性基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
5	Salesforce.com, Inc.のOutside Directorであり、同社は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。	主にテクノロジー分野に強みを持つ大手法律事務所のCEO、駐日米国大使を含む現在までの豊富な知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社独自の独立性基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
6	日本スポーツ産業学会の会長であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っています。2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。	主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただいたため、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社独自の独立性基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
7		主に金融事業、企業経営に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただいたため、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社独自の独立性基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
8	西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所の執行パートナー及び、株式会社ブレインパッドの社外監査役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、いずれも2020年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。	主に企業法務に精通した弁護士としての専門知識や幅広い経験を当社の監査体制に活かしていただいたため、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社独自の独立性基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

当社は、透明性の高い経営と強固な経営監督機能を確立し企業価値の向上を図るため、当社の社外役員の中から独立役員を選定するに当たり、原則として、以下のいずれにも該当しない者を独立性を有する者と判断しています。

a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者（※1）

b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者

c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

d. 当社の総議決権の10%以上を実質的に有する者又はその業務執行者

e. 最近においてaからdまでのいずれかに該当していた（※3）者

f. 上記aからeまでのいずれかに掲げる者の近親者又は当社若しくは当社子会社の業務執行者（最近まで業務執行者であった者を含む。）の近親者（社外監査役を独立役員として指定する場合は、当社又は当社子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与の近親者を含む。）

※1：会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人も含む。

※2：当社との取引額等を基準とし、当社からの支払額が当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%以上を占める場合をいう。

※3：当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、aからdまでのいずれかに該当していた等、実質的に現在と同視できる場合をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（i.及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互独立性関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。